

令和4年4月1日から

ヒラメ負担金が変わります

＜漁業者の皆様＞

ヒラメ水揚げ金額（属人）の

3% ⇒ **5%**

＜遊漁船業者の皆様＞

ヒラメ釣り客1人につき

240円 ⇒ **400円**

○ヒラメ負担金は、ヒラメの栽培漁業に不可欠な財源です。ヒラメ資源の維持・増大のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○ヒラメ釣りをするプレジャーボート・同好会等からの協力金（寄附）も随時募集しています。

【お問合せ】 (公財)茨城県栽培漁業協会

TEL0299-83-3015